

公 示

道路運送法施行規則第15条の4第3号に定める旅客の利便を阻害しないと認める場合について

道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）第15条の4第3号の規定に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の路線（路線定期運行に係るものに限る。）の休止又は廃止における旅客の利便を阻害しないと認める場合について、下記のとおり定めたので公示する。

平成14年1月30日

北海道運輸局長 中 本 光 夫

記

1. 規則第10条第1項第1号ロに規定する長距離急行運送等に係る路線の休止又は廃止の場合
2. 付替路線（停留所の位置の変更がないもの及び変更があっても300m以内のものに限る。）の開設に伴う路線の休止又は廃止の場合
3. 規則第10条第1項第1号イに規定する定期観光運送に係る路線の休止又は廃止の場合
4. 休止から1年以上経過した路線の廃止の場合
5. 300m以内の短距離の区間の休止又は廃止で、当該路線の存する市町村からの同意がある場合
6. 路線の沿線地域の住民の日常的な利用がない路線の休止又は廃止で、当該路線の存する市町村からの同意がある場合
7. 一時的な需要（季節運行その他需要者の要望等に基づく運行を含む。）に対応し運行している路線の休止又は廃止の場合

8. 休止又は廃止の路線と近接して他の路線（鉄軌道及び道路運送法第78条第2号に定める自家用有償旅客運送を含む。）が存在し、当該他の路線の利用により目的地への移動が可能であって、当該路線の存する市町村からの同意がある場合

附 則

この公示は、平成14年2月1日以降に当局管内の陸運支局において受理する申請に適用する。

附 則（平成17年10月14日付け北海道運輸局公示第50号）

この公示は、平成17年11月1日以降に申請するものから適用する。

附 則（平成18年9月15日付け北海道運輸局公示第27号）

この公示は、平成18年10月1日以降に当局管内の運輸支局において受理する申請に適用する。

附 則（令和4年2月4日付け北海道運輸局公示第58号）

この公示は、令和4年2月4日以降に当局管内の運輸支局において受理する申請に適用する。

附 則（令和7年5月30日付け北海道運輸局公示第11号）

この公示は、令和7年5月30日以降に当局管内の運輸支局において受理する申請に適用する。